



不当労働行為を継続する市長 改善に向け 新たなたたかい 始まる

5月18日、大阪地裁は大阪府労働委員会が認定した千代松大耕泉佐野市長が行ってきた組合費チェック・オフ中止など、泉佐野市職労に対する数々の不当労働行為を認定する判決を言い渡しました。

同日行われた報告集会では、支援にかけつけた仲間からお祝いの言葉が寄せられました。しかし、弁護団から「大阪地裁の判決では、混合組合の申立適格については認めたものの、労働委員会が救済を求めることができるのは労組法適用職員に限られると、狭い範囲の判断がされた」ことが報告されました。

泉佐野市職労の洲野新一副委員長からは、これまでのたたかいの支援へ

の感謝と、大阪地裁判決で千代松市長の不当労働行為が明確に断罪されたことを力に、市職労がこうむった実損の回復を即刻図るよう求め、さまざまな課題を労使で解決していけるよう、引き続き奮闘する決意が語られました。

しかし、千代松市長は判決が地公法適用職員の救済命令を取り消したことをとらえて、労組法適用の職員だけを対象にチェック・オフを再開するという不当労働行為を続ける態度をとりました。

こうした中で、6月1日大阪府労働委員会が、地裁判決について控訴。市当局の対応が改善されなため、市職労も府労委とともにたたかうために控訴しました。引き続き、ご支援をお願いします。

大阪地裁が千代松市長を断罪！ 泉佐野市の組合費チェック・オフ 中止は不当労働行為

「うちの声をきいて」
市当局は計画見直しを

デモでは「子育て政策 勝手に」

決めないで！」と掲げた宣伝カーを先頭に、「子育てしやすい八尾市がいいねん」「うちら（ぼくら）の声をきいてくれ」などとコール

を響かせました。

集会成功を力に、これからも八尾市当局に計画見直しを追っていきます。



「子育てしやすい八尾がいいねん」とコールを響かせた

「公立幼稚園・保育所全廃への怒り・不安・悲しみ―保護者の思いがあふれたリレートーク」

集会のリレートークでは、「つ



公立幼稚園・保育所の存続を求める保護者デモ Part 2

市民の声をきかずに
すすめる「再編整備」

八尾市が公立幼稚園・保育所26施設を全廃し、5つの認定こども園に再編整備を拙速にすすめるようとしています。これに対し、地域の保育団体や子育て中の母親らでつくる「幼保一体化を考える市民の会」、「MAMORUママパの会」は5月22日、八尾市内の買い物公園で「公立幼稚園・保育所の存続を求める保護者デモPart 2」の集会・デモを行い、約300人が参加しました。

デモは2月に続き2回目で、マスコミ各社の注目を集めました。



「うちの声をきいて！勝手に決めないで」と訴えが続いた

やっぱり原発は廃炉



松原市職労 大飯原発見学ツアー

「核兵器同様に原子力発電所は人類と共存できない!」「原発から自然エネルギーへの転換を願っている」けれども、「原発の基本的な知識はあるとは思いますが、原発そのものを見たことがない」という声もあり、関西電力内で発電量が最大（全国で第2位）の大飯原子力発電所の見学ツアーを5月28日に取り組みました。

見学会は大飯原発内にある原発をPRする「エル・パーク・おおいおり館」と、原発構内を直接見て歩く（シースルー）コースで行いました。参加者は、初めて原子力発電所を見て、その規模の大きさに驚くばかりでした。

原子炉施設では、目の前のプールに燃料棒があり、技術スタッフの方から「安全な施設を完成させる」と説明を受けましたが、完全

な最終処分まで数百万年から数億年かかるような「核のサイクル」が完成していない今、何の保障も担保もないことは明らかです。

原発は直ちに停止・廃炉というのが人類史的課題だということを痛感した見学会になりました。

わくわくする羽曳野に ささい喜世子さんを推薦

7月10日投開票で行われる羽曳野市長選挙に、ささい喜世子さんが「公正・民主的な羽曳野市政をつくる会」から出馬を表明しました。大阪自治労連は、第14回執行委員会で推薦を決定しました。



羽曳野市長選挙
7月10日投票

今月のキーワード

標準報酬月額

健康保険・厚生年金保険では、被保険者が事業主から受ける毎月の給料などの報酬の月額を区切りのよい幅で区分した標準報酬月額と3月を超える期間の賞与から1000円未満を切り捨てた標準賞与額（健康保険は年度の累計額573万円、厚生年金保険は1ヶ月あたり150万円が上限）を設定し、保険料の額や保険給付の額を計算します。算定基準は4月から6月の基本給、時間外手当など各種手当の合算の平均が基礎となります。10月からは加入範囲が広がり、1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者は一定の条件で加入することになります。保険料分の賃金引き上げや勤務時間抑制をさせないなど、個人に不利益がないようにしていくべきです。

今月のキーワード

民法改正
(再婚禁止期間100日に短縮)

「100日を超える禁止期間は憲法違反である」とした昨年12月の最高裁判決を受け、離婚した女性の再婚を禁止する期間を現行の6カ月（180日）から100日に短縮する民法が国会で改正されました。民法733条1項は父子関係を安定させるためのもので、この期間が100日に短縮され、①離婚時に妊娠していなかった②離婚時に出産した—など「父親は誰か」という推定が重ならない場合は1項を適用せず、すぐに再婚できるようになりました。法務省は最高裁判決の直後に、法改正を待たずに、離婚後100日を過ぎていれば、婚姻届を受理するよう全国の自治体に通知を出しています。